

古事類苑

地部二十五

播磨國

播磨國ハ、ハリマノクニト云フ、山陽道ニ在リ、東ハ攝津、西ハ備前、美作、北ハ因幡、但馬、東北ハ丹波ニ接シ、南ハ海ニ至ル、東西凡ソ二十里、南北凡ソ十四里餘アリ、此國ハ古國府ヲ飾磨郡ニ置キ、明石、賀古、印南、飾磨、揖保、赤穂、佐用、宍粟、神崎、多可、賀茂、美囊ノ十二郡ヲ管シ、延喜ノ制、大國ニ列ス、後世飾磨ヲ分チテ飾東、飾西ト爲シ、賀茂ヲ分チテ加東、加西ト爲シ、神崎ヲ分チテ神東、神西ト爲シ、揖保ヲ分チテ揖東、揖西ト爲シ、總テ十六郡ト爲ス、明治維新ノ後、飾東、飾西、神東、神西、及ビ揖東、揖西ノ各二郡ヲ合セテ其舊稱ニ復シ、新ニ姫路市ヲ設ケ兵庫縣ヲシテ之ヲ治セシム、

名稱

〔倭名類聚抄五國郡〕播磨波里萬

〔運步色葉集葉〕幡磨ハリマ 幡州

〔日本風土記寄語島名〕播磨法ハリ馬

〔和漢三才圖會七播磨〕播磨、本用針間或張祭字、而景行天皇立播磨稻日大郎姬爲皇后日本武尊之母今單用播磨字爲山陽道八箇國之首、

〔倭訓栞前編二十四〕はりま 播磨と書り、古事記に針間と見ゆ、新猿樂記に播磨針といひ、赤染衛門集に、はりまより來る人、針をおこせと見えれば、針によれる名なるべし、相撲の手にはり